

## 第3期計画期間における第1号保険料（確定額）について

### 第3期（平成18～20年度）第1号保険料

[第2期]		[第3期]	
3,293円	→	4,090円	(+24.2%)

※ 第1号被保険者1人あたり全国平均（月額・加重平均）

※ 上記の保険料額は、各保険者の保険料基準額を平均したものである。

#### （参考1）保険料基準額の分布状況（保険者数）

区 分	保 険 者 数
6,001円以上 ~	1 (0.1%)
5,501円以上 ~ 6,000円以下	15 (0.9%)
5,001円以上 ~ 5,500円以下	39 (2.3%)
4,501円以上 ~ 5,000円以下	177 (10.5%)
4,001円以上 ~ 4,500円以下	397 (23.6%)
3,501円以上 ~ 4,000円以下	607 (36.2%)
3,001円以上 ~ 3,500円以下	315 (18.8%)
2,501円以上 ~ 3,000円以下	114 (6.8%)
2,001円以上 ~ 2,500円以下	14 (0.8%)
合 計	1,679

※ 保険料を経過的に複数設定している保険者については、加重平均により1保険者につき1保険料として計上している。

(参考2) 保険料段階別の保険者数

	保険料段階別の保険者数					
	6段階	7段階	8段階	9段階	10段階	合計
保険者数	1,361	250	55	8	5	1,679
割合	81.1%	14.9%	3.3%	0.5%	0.3%	

※ 百分率については、四捨五入しているため、合計が100%とならない。

※ 保険料を経過的に複数設定し、その保険料段階が異なる1保険者については、第1号被保険者数の最も多い地域の保険料段階として集計した。

(参考3) 第3期計画期間における各都道府県平均保険料基準額

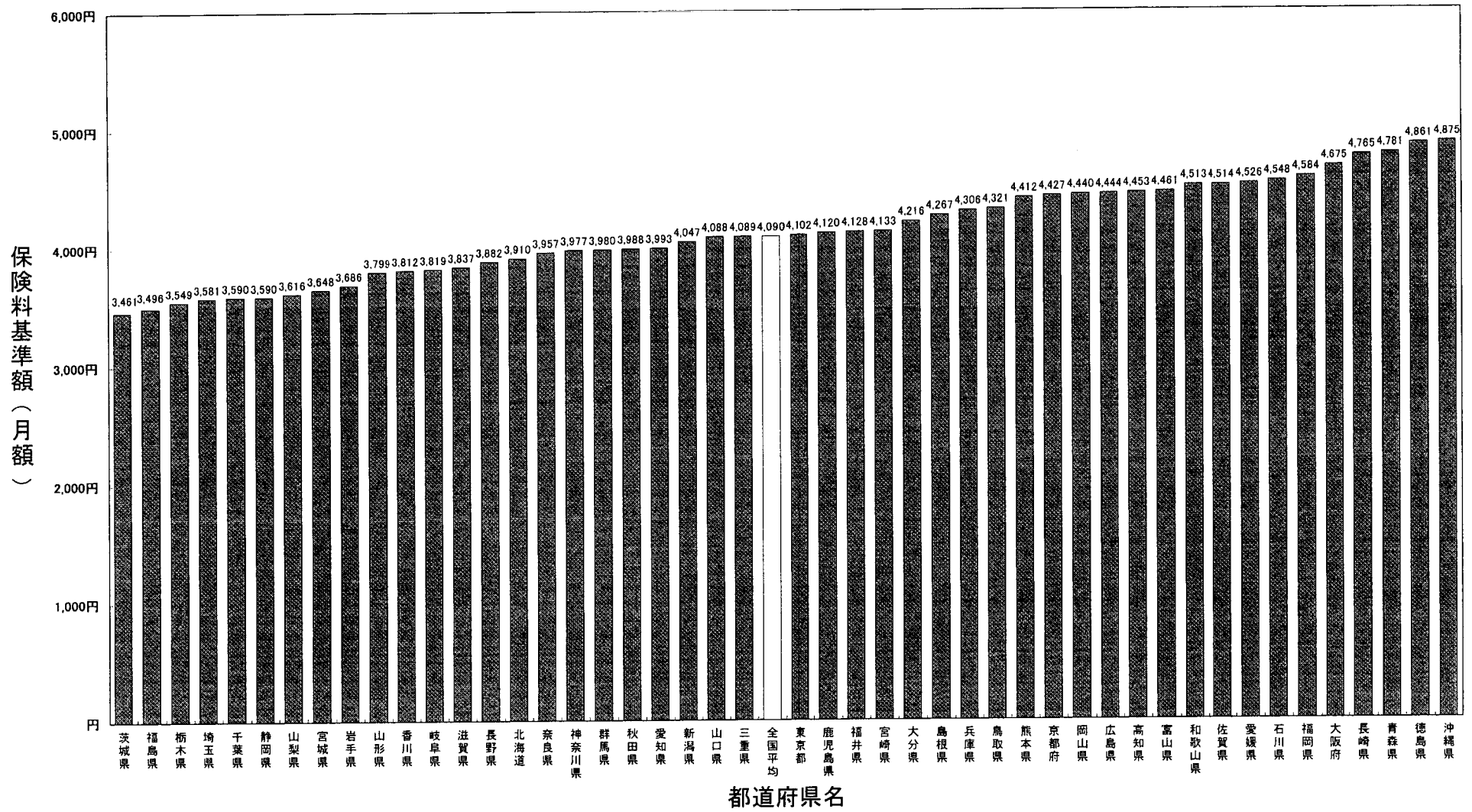
都道府県名		保険料額(月額)		都道府県名		保険料額(月額)	
		第2期 (H15 - 17)	第3期 (H18 - 20)			第2期 (H15 - 17)	第3期 (H18 - 20)
1	北海道	3,514	3,910	25	滋賀県	3,148	3,837
2	青森県	4,029	4,781	26	京都府	3,562	4,427
3	岩手県	3,018	3,686	27	大阪府	3,480	4,675
4	宮城県	3,007	3,648	28	兵庫県	3,310	4,306
5	秋田県	3,334	3,988	29	奈良県	3,154	3,957
6	山形県	3,107	3,799	30	和歌山県	3,527	4,513
7	福島県	2,640	3,496	31	鳥取県	3,635	4,321
8	茨城県	2,613	3,461	32	島根県	3,461	4,267
9	栃木県	2,807	3,549	33	岡山県	3,658	4,440
10	群馬県	3,010	3,980	34	広島県	3,570	4,444
11	埼玉県	2,859	3,581	35	山口県	3,617	4,088
12	千葉県	2,872	3,590	36	徳島県	4,251	4,861
13	東京都	3,273	4,102	37	香川県	3,289	3,812
14	神奈川県	3,124	3,977	38	愛媛県	3,546	4,526
15	新潟県	3,347	4,047	39	高知県	3,866	4,453
16	富山県	3,789	4,461	40	福岡県	3,725	4,584
17	石川県	3,753	4,548	41	佐賀県	3,666	4,514
18	福井県	3,470	4,128	42	長崎県	3,573	4,765
19	山梨県	2,836	3,616	43	熊本県	3,800	4,412
20	長野県	3,072	3,882	44	大分県	3,433	4,216
21	岐阜県	2,962	3,819	45	宮崎県	3,637	4,133
22	静岡県	2,939	3,590	46	鹿児島県	3,814	4,120
23	愛知県	2,946	3,993	47	沖縄県	4,957	4,875
24	三重県	3,090	4,089	全国平均		3,293	4,090

※ 第1号被保険者1人あたり都道府県別平均及び全国平均(月額・加重平均)

※ 上記の保険料額は、各保険者の保険料基準額を平均したものである。

# 第3期計画期間における各都道府県別平均保険料基準額

(参考4)



(参考5)

介護給付の適正化などの取組みにより第3期の  
保険料を据え置いた又は引き下げた市町村の例

○鹿児島県薩摩川内（さつませんだい）市

4,500円（旧川内市） → 4,500円（薩摩川内市：±0円）

（主な取組み）

- ①要介護認定調査を市の嘱託介護支援専門員（19人体制）が直接実施。
- ②嘱託介護支援専門員に対して認定調査、ケアプランに係る研修を実施。
- ③市の嘱託介護支援専門員によるケアプランチェックの実施
- ④市内介護サービス提供事業者連絡会（総会・研修会）の実施

○香川県善通寺市

3,492円 → 3,492円（±0円）

（主な取組み）

- ①要介護認定調査を市の保健師が直接実施
- ②保健師のケアプランチェックの実施
- ③ケアマネ連絡会の実施
- ④筋力向上トレーニングの介護予防事業の実施

○北海道鶴居（つるい）村

5,944円（全国最高額） → 4,762円（-19.9%）

（主な取組み）

- 平成15年度から住宅改修、家族介護用品、介護者リフレッシュ事業などの在宅介護の支援策を講じたため、施設入所者が減少した。

※数字は各保険者（市町村）の第2期の保険料額と第3期の保険料額を表す。